

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号）

改正案	現行・参考
住宅市街地総合整備事業制度要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号 国土交通省事務次官通知 最終改正 令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>7</u> 日 国住市第 <u>184</u> 号 第 1 目的 この要綱は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生、地域の居住機能の再生、<u>水害に対する安全性確保</u>等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 住宅市街地総合整備事業 この要綱に定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業、第 <u>8</u> 号に定める都心共同住宅供給事業並びに第 <u>10</u> 号に定める都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。 二～五 （略） <u>六 既成住宅地再生推進モデル事業</u> <u>今後、空き家等が急増するおそれのある既成住宅地を抱える地方公共団体が、住宅・宅地を有効活用し、子育て世帯等が暮らしやすい住環境を整備するためのモデル的な対策の企</u>	住宅市街地総合整備事業制度要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号 国土交通省事務次官通知 最終改正 令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 国住市第 <u>104</u> 号 第 1 目的 この要綱は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 住宅市街地総合整備事業 この要綱に定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業、第 <u>7</u> 号に定める都心共同住宅供給事業並びに第 <u>9</u> 号に定める都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。 二～五 （略） <u>（新設）</u>

画立案・深化を図る事業をいう。

七 住宅団地再生推進モデル事業
(略)

八 都心共同住宅供給事業
(略)

九 防災街区整備事業
(略)

十 都市再生住宅等
(略)

十一 施行者

住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業、既成住宅地再生推進モデル事業又は住宅団地再生推進モデル事業を施行する地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

十二 補助事業者

住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）、既成住宅地再生推進モデル事業又は住宅団地再生推進モデル事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。

十三 整備地区
(略)

十四 拠点の開発等
(略)

六 住宅団地再生推進モデル事業
(略)

七 都心共同住宅供給事業
(略)

八 防災街区整備事業
(略)

九 都市再生住宅等
(略)

十 施行者

住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業又は住宅団地再生推進モデル事業を施行する地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

十一 補助事業者

住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）又は住宅団地再生推進モデル事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。

十二 整備地区
(略)

十三 拠点の開発等
(略)

<u>十五</u> 中心市街地 (略) <u>十六</u> 住宅戸数密度 (略) <u>十七</u> 住宅等 (略) <u>十八</u> 小規模敷地 (略) <u>十九</u> 老朽建築物等 (略) <u>二十</u> 老朽住宅等 (略) <u>二十一</u> 換算老朽住宅戸数 (略) <u>二十二</u> 建替えを促進すべき建築物 第<u>19</u>号イに該当する住宅、木造集合住宅（木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅（住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。）をいう。）、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。 イ (略) ロ 建替えの区域内にある第 <u>19</u> 号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね $1/3$ 以下であること、又は、建替えの区域内にある第 <u>19</u> 号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね $1/3$ 以下であること	<u>十四</u> 中心市街地 (略) <u>十五</u> 住宅戸数密度 (略) <u>十六</u> 住宅等 (略) <u>十七</u> 小規模敷地 (略) <u>十八</u> 老朽建築物等 (略) <u>十九</u> 老朽住宅等 (略) <u>二十</u> 換算老朽住宅戸数 (略) <u>二十一</u> 建替えを促進すべき建築物 第 <u>18</u> 号イに該当する住宅、木造集合住宅（木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅（住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。）をいう。）、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。 イ (略) ロ 建替えの区域内にある第 <u>18</u> 号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね $1/3$ 以下であること、又は、建替えの区域内にある第 <u>18</u> 号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね $1/3$ 以下であること
--	---

<u>二十三</u> 住宅・建築物耐震改修等事業 (略) <u>二十四</u> 住宅困窮者 住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。 イ～ニ (略) ホ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第 <u>22</u> 号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者 へ (略) <u>二十五</u> 公共施設 (略) <u>二十六</u> 関連公共施設 (略) <u>二十七</u> 公益施設 (略) <u>二十八</u> 21 世紀都市居住緊急促進事業 (略) <u>二十九</u> 都市・居住環境整備重点地域 (略) <u>三十</u> 都市・居住環境整備基本計画 (略) <u>三十一</u> 緊急に改善すべき密集住宅市街地 (略) <u>三十二</u> 重点密集市街地 (略) <u>三十三</u> 再生を図るべき計画開発住宅市街地	<u>二十二</u> 住宅・建築物耐震改修等事業 (略) <u>二十三</u> 住宅困窮者 住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。 イ～ニ (略) ホ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第 <u>21</u> 号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者 へ (略) <u>二十四</u> 公共施設 (略) <u>二十五</u> 関連公共施設 (略) <u>二十六</u> 公益施設 (略) <u>二十七</u> 21 世紀都市居住緊急促進事業 (略) <u>二十八</u> 都市・居住環境整備重点地域 (略) <u>二十九</u> 都市・居住環境整備基本計画 (略) <u>三十</u> 緊急に改善すべき密集住宅市街地 (略) <u>三十一</u> 重点密集市街地 (略) <u>三十二</u> 再生を図るべき計画開発住宅市街地
---	---

(略) <u>三十四</u> 街なみ環境整備事業 (略) <u>三十五</u> 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。 イ (略) ロ 地域優良賃貸住宅整備事業<u>等</u>補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 第四号及び地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ハ～ホ (略) <u>三十六</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>三十七</u> 公共施設用地転換地 (略) <u>三十八</u> 収入分位 40%以下の世帯 (略) <u>三十九</u> 公営住宅ライフサイクルコスト最適化 (略) <u>四十</u> 循環利用住宅整備 (略) <u>四十一</u> <u>浸水想定区域等</u> <u>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 の雨水出水浸水想定区域若しくは同法第 14 条の 3 の高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域をいう。</u>	(略) <u>三十三</u> 街なみ環境整備事業 (略) <u>三十四</u> 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。 イ (略) ロ 地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 第四号及び地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ハ～ホ (略) <u>三十五</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>三十六</u> 公共施設用地転換地 (略) <u>三十七</u> 収入分位 40%以下の世帯 (略) <u>三十八</u> 公営住宅ライフサイクルコスト最適化 (略) <u>三十九</u> 循環利用住宅整備 (略) <u>(新設)</u>
--	---

四十二 浸水対策改修事業

住宅・建築物の浸水対策のために行う嵩上げ、ピロティ化、止水板又は囲い塀の設置、耐水化に関する事業で、次のイ及びロを満たすものをいう。

イ 避難所等の防災拠点又は災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物において実施する嵩上げ又はピロティ化

ロ 災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物又は浸水想定区域等の指定等（更新を含む。）以前に建築された住宅・建築物において実施する止水板若しくは囲い塀の設置又は耐水化

(新設)

四十三 緊急避難・一時滞在場所整備事業

避難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫又は受入関連施設の整備する事業で次のイからホに掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 水害時において20人以上の避難者を受け入れることに
関して地方公共団体と協定を締結するものであること

ロ 浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域において
整備されるものであること

ハ 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること

a 新築する場合にあっては、津波に関する避難場所（地震による揺れが小さい遠地津波のみに対応するものを除く）については、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）第5の1の1－1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防

(新設)

止)の等級2に相当)又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

b 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。

(耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。)

c 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。

二 通常在館者及び避難者が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。

ホ 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。

a 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの

b 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの

c a及びbに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの

第3 (略)

第4 重点整備地区

重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再

第3 (略)

第4 重点整備地区

重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再

生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては第2号に掲げる要件に限る。)に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ～ニ (略)

ホ 水害対策型

次に掲げる要件に該当すること。

a 浸水想定区域等内に存すること。

b 浸水被害発生時の緊急避難先が地区内に不足していること。

第5 住宅市街地整備計画

1 (略)

2 住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 (略)

二 快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティーの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生、水害に対する安全性確保等に資するよう、住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。

3 整備地区の全部又は一部において防災街区整備事業を行おうとする場合は、市町村又は都道府県は第1項各号及び次に掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を策定しなければならない。

一・二 (略)

生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては第2号に掲げる要件に限る。)に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ～ニ (略)

(新設)

第5 住宅市街地整備計画

1 (略)

2 住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 (略)

二 快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティーの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生等に資するよう、住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。

3 整備地区の全部又は一部において防災街区整備事業を行おうとする場合は、市町村又は都道府県は前第一項各号及び次に掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を策定しなければならない。

一・二 (略)

第6 住宅市街地整備計画の提出等

- 1 (略)
- 2 都市再生機構理事長は、次の各号に該当する場合にあっては、関係市町村長の意見を聴いて市街地整備に係る役割分担を明確にした上で住宅市街地整備計画を定め、国土交通大臣に協議の上、提出することができる。
 - 一 (略)
 - 二 整備地区内に拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区を含むこと。
 - 三 (略)
- 3 地方住宅供給公社理事長は、次の各号に該当する場合にあっては、関係市町村長の意見を聴いて住宅市街地整備計画を定め、都道府県知事を経由して国土交通大臣に協議の上、提出することができる。
 - 一 整備地区内に拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区を含むこと。
 - 二～四 (略)
- 4・5 (略)
- 6 都道府県知事又は市町村長が地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の地域住宅計画（同法同条第2項第1号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び住宅市街地総合整備事業（水害対策型）を記載しているものに限る。）を作成し、同法第7条第1項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、同計画を住宅市街地整備計画とみなすこ

第6 住宅市街地整備計画の提出等

- 1 (略)
- 2 都市再生機構理事長は、次の各号に該当する場合にあっては、関係市町村長の意見を聴いて市街地整備に係る役割分担を明確にした上で住宅市街地整備計画を定め、国土交通大臣に協議の上、提出することができる。
 - 一 (略)
 - 二 整備地区内に拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区を含むこと。
 - 三 (略)
- 3 地方住宅供給公社理事長は、次の各号に該当する場合にあっては、関係市町村長の意見を聴いて住宅市街地整備計画を定め、都道府県知事を経由して国土交通大臣に協議の上、提出することができる。
 - 一 整備地区内に拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区を含むこと。
 - 二～四 (略)
- 4・5 (略)
- 6 都道府県知事又は市町村長が地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の地域住宅計画（同法同条第2項第1号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を記載しているものに限る。）を作成し、同法第7条第1項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、同計画を住宅市街地整備計画とみなすことができるものとし、第7及び第8の規定は適

とができるものとし、第7及び第8の規定は適用しないものとする。

7 (略)

第7～第16 (略)

第17 住宅困窮者に対する入居のあっせん

地方公共団体は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備等に関連してその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者のうち第2第24号イからへに規定する住宅困窮者で、都市再生住宅等への入居を希望しない者が賃貸住宅（原則として整備地区内に存し、かつ、耐火建築物等又は準耐火建築物等に限る。）に入居できるよう必要なあっせんを行うよう努めるものとする。

第18 (略)

第19 重点整備地区に係る地方公共団体の補助に対する国の補助

- 1 国は、施行者に対して次の各号に掲げる費用を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね6割以上の重点整備地区（1ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね5割以上の重点整備地区）を対象とする。）

一～四 (略)

用しないものとする。

7 (略)

第7～第16 (略)

第17 住宅困窮者に対する入居のあっせん

地方公共団体は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備等に関連してその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者のうち第2第21号イからへに規定する住宅困窮者で、都市再生住宅等への入居を希望しない者が賃貸住宅（原則として整備地区内に存し、かつ、耐火建築物等又は準耐火建築物等に限る。）に入居できるよう必要なあっせんを行うよう努めるものとする。

第18 (略)

第19 重点整備地区に係る地方公共団体の補助に対する国の補助

- 1 国は、施行者に対して次の各号に掲げる費用を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね6割以上の重点整備地区（1ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね5割以上の重点整備地区）を対象とする。）

一～四 (略)

五 住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備に要する費用（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備費を含む。第 21 第3項第 1 号において同じ。）

六・七 （略）

八 地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。第 21 第6項において同じ。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等の取得を含む。）に要する費用

九・十 （略）

2・3 （略）

4 国は、水害対策型重点整備地区において、施行者に対して浸水対策改修事業に要する費用を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

5 国は、水害対策型重点整備地区（隣接する地区を含む。）において、施行者に対して緊急避難・一時滞在場所整備事業に要する費用を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

6 国は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は第 17 の規定に

五 住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備に要する費用（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備費を含む。第 21 第2項第 1 号において同じ。）

六・七 （略）

八 地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。第 21 第5項において同じ。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等の取得を含む。）に要する費用

九・十 （略）

2・3 （略）

（新設）

（新設）

4 国は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は第 18 の規定に

基づきあつせんする賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用等を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

第 20 (略)

第 21 重点整備地区に係る地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対する国の補助

1～6 (略)

7 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社等に対し、水害対策型重点整備地区において行う浸水対策改修事業に要する費用の一部を補助することができる。

8 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社等に対し、水害対策型重点整備地区（隣接する地区を含む。）において行う緊急避難・一時滞在場所整備事業に要する費用の一部を補助することができる。

9 国は、都市再生機構に対し、予算の範囲内において、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する建設後の都市再生機構の賃貸住宅又は地方公共団体が第 17 の規定に基づきあつせんする都市再生機構の賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用の一部を補助することができる。

第 22 (略)

基づきあつせんする賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用等を補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

第 20 (略)

第 21 重点整備地区に係る地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対する国の補助

1～6 (略)

(新設)

(新設)

7 国は、都市再生機構に対し、予算の範囲内において、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する建設後の都市再生機構の賃貸住宅又は地方公共団体が第 18 の規定に基づきあつせんする都市再生機構の賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用の一部を補助することができる。

第 22 (略)

第23 地域居住機能再生推進事業

- 1 (略)
- 2 地域居住機能再生推進事業の整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 次に掲げる要件に該当すること。
 - イ (略)
 - ロ 公的賃貸住宅の管理戸数について、次の a から d までのいずれかに該当すること。
 - a (略)
 - b 次の(1)から(8)までのいずれかに該当する施設を複数併設する場合（少なくとも一の施設を子育て支援施設（(5)から(7)までに掲げるものをいう。以下同じ。）とするものに限る。）にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね300戸以上であること。
 - (1) (略)
 - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所若しくは第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設
 - (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号（ただし、児童養護施設及び(5)に掲げる施設を除く。）、同項第4号に規定する施設
 - (4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成17年政令第257号。以下「地域住宅特別措置法施行令」

第23 地域居住機能再生推進事業

- 1 (略)
- 2 地域居住機能再生推進事業の整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 次に掲げる要件に該当すること。
 - イ (略)
 - ロ 公的賃貸住宅の管理戸数について、次の a から d までのいずれかに該当すること。
 - a (略)
 - b 次の(1)から(7)までのいずれかに該当する施設を複数併設する場合（少なくとも一の施設を子育て支援施設（(5)から(7)までに掲げるものをいう。）とするものに限る。）にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね300戸以上であること。
 - (1) (略)
 - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設
 - (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号（ただし、児童養護施設及び(5)に掲げる施設を除く。）、同条第2項第4号に規定する施設
 - (4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法律施行令（平成17年政令第257号。以下「地域住宅特別措置法施行

という。) 第2条第2号又は第6号に規定する施設

(5)～(7) (略)

(8) 災害時在宅生活支援施設

c 整備地区が、次の(1) 及び(2)を満たす地域内に存する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね100戸以上であること。

(1) (略)

(2) 都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の17第1項に規定する地域再生土地利用計画の区域又はまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略若しくは地域住宅計画において移住・定住促進若しくは生活圏の維持形成等の位置付けのある区域

d (略)

3～7 (略)

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 (略)

二 施行者又は補助事業者は、地域居住機能再生推進事業において、次の表の(イ)欄に掲げる事業について、(ロ)欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、(ロ)欄に掲げる要綱等のうち(ハ)欄に掲げる事項は(ニ)欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
住宅市	住宅市街地総合整備事業	住宅市街	地域居住

令」という。) 第2条第2号又は第6号に規定する施設

(5)～(7) (略)

(新設)

c 整備地区が、次の(1) 及び(2)を満たす地域内に存する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね100戸以上であること。

(1) (略)

(2) 都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の7第1項に規定する地域再生土地利用計画の区域又はまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略若しくは地域住宅計画において移住・定住促進若しくは生活圏の維持形成等の位置付けのある区域

d (略)

3～7 (略)

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 (略)

二 施行者又は補助事業者は、地域居住機能再生推進事業において、次の表の(イ)欄に掲げる事業について、(ロ)欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、(ロ)欄に掲げる要綱等のうち(ハ)欄に掲げる事項は(ニ)欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
住宅市	住宅市街地総合整備事業	住宅市街	地域居住

街地総合整備事業	制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	地整備計画	機能再生計画		街地総合整備事業	制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	地整備計画	機能再生計画	
公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編				公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編			
地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編				地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編			
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編				公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編			
住宅地区改良	イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）				住宅地区改良	イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）			

事業等	第2条第1項に規定する住宅地区改好事業 ロ 小規模住宅地区等改好事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第2第3号に規定する小規模住宅地区等改好事業 ハ 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月1日付け建設省住整発第25号）第2第1号に規定する改良住宅等改善事業 ニ 住宅地区改好事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第3号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第12号に規定する住宅地区改好事業等計画基礎調査事業及び住宅地区改好事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）第2第4号に規定する分譲改良住宅整備事業、	ロ 第5第1項に規定する事業計画 ハ 第2第23号に規定する建替等計画	ロ 地域居住機能再生計画 ハ 地域居住機能再生計画		事業等	第2条第1項に規定する住宅地区改好事業 ロ 小規模住宅地区等改好事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第2第3号に規定する小規模住宅地区等改好事業 ハ 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月1日付け建設省住整発第25号）第2第1号に規定する改良住宅等改善事業 ニ 住宅地区改好事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第3号に規定する分譲改良住宅整備事業、同第12号に規定する住宅地区改好事業等計画基礎調査事業及び住宅地区改好事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）第2第4号に規定する分譲改良住宅整備事業、	ロ 第5第1項に規定する事業計画 ハ 第2第23号に規定する建替等計画	ロ 地域居住機能再生計画 ハ 地域居住機能再生計画	
-----	--	---	---	--	-----	--	---	---	--

	同第13号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業					同第13号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業			
市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（1）				市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（1）			
優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（2）				優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（2）			
スマートウェルネス住宅等推進事業	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）第4第1号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金				スマートウェルネス住宅等推進事業	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）第4第1号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金			

	交付要綱第 4 第 4 号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業		
三 (略)			
9 地域居住機能再生推進事業に対する国の補助			
一～三 (略)			
四 公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業を実施する場合にあっては、第二号の規定により適用される公営住宅整備事業等補助要領第 5 第 3 項又は公営住宅等整備事業対象要綱第 2 第四号イに規定する標準建設費等共同通知別表第 2 の規定の適用について、「試作住宅設置工事費」を「試作住宅設置工事費（公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業に係る工事費を含む。）」と、「試作住宅の工事を行う場合」を「試作住宅の工事を行う場合（公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業を行う場合を含む。）」と読み替えるものとする。			
第 24 密集市街地総合防災事業			
1～7 (略)			
8 密集市街地総合防災事業の実施			
一 施行者又は補助事業者は、密集市街地総合防災事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。			
（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）

	交付要綱第 4 第 3 号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業		
三 (略)			
9 地域居住機能再生推進事業に対する国の補助			
一～三 (略)			
四 公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業を実施する場合にあっては、第二号の規定により適用される公営住宅整備事業等補助要領第 5 第 3 項又は公営住宅等整備事業対象要綱第 2 第四号イに規定する標準建設費等共同通知別表第 2 の規定の適用について、「(11) 試作住宅設置工事費」を「(11) 試作住宅設置工事費（公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業に係る工事費を含む。）」と、「試作住宅の工事を行う場合」を「試作住宅の工事を行う場合（公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業を行う場合を含む。）」と読み替えるものとする。			
第 24 密集市街地総合防災事業			
1～7 (略)			
8 密集市街地総合防災事業の実施			
一 施行者又は補助事業者は、密集市街地総合防災事業において、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。			
（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）

住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	密集市街地総合防災計画		住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号、以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（8）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-（8）	住宅市街地整備計画	密集市街地総合防災計画	
防災街区整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）、並びに交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）	交付金	補助金		防災街区整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）、並びに交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-（2）及びイ-16-（8）	交付金	補助金	

市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－（2）及びイ－16－（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－（2）及びイ－16－（1）	交付金	補助金		市街地再開発事業	市街地再開発事業等補助要領、市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日建設省都再発第77号）、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－（2）及びイ－16－（1）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－（2）及びイ－16－（1）	交付金	補助金	
優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（2）				優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（2）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（2）			
狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（13）				狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（13）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－16－（13）			
空き家再生等推進事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号に規定する空き家再生等推進事業				空き家再生等推進事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号に規定する空き家再生等推進事業			
都市防	交付金交付要綱附属第Ⅱ	・社会資	・密集市		都市防	交付金交付要綱附属第Ⅱ	・社会資	・密集市	

災総合 推進事 業	編イ－１３－（１）①、 交付金交付要綱附属第Ⅲ 編イ－１３－（１）①	本総合整 備計画 ・交付金	街地総合 防災計画 ・補助金		災総合 推進事 業	編イ－１３－（１）①、 交付金交付要綱附属第Ⅲ 編イ－１３－（１）①	本総合整 備計画 ・交付金	街地総合 防災計画 ・補助金	
都市再 生区画 整理事 業	都市再生推進事業制度要 綱（平成 13 年 3 月 24 日 建設省経宅発第 37-2 号、 建設省都計発第 35-2 号、 建設省住街発第 23 号）、 都市再生推進事業費補助 交付要綱（平成 13 年 3 月 24 日建設省経宅発第 37-3 号、建設省都計発第 35-3 号、建設省住街発第 24 号）、交付金交付要綱附属 第Ⅱ編イ－１３－（６）、 交付金交付要綱附属第Ⅲ 編イ－１３－（６）	・交付金 事業者 ・交付金	・施行者 ・補助金		都市再 生区画 整理事 業	都市再生推進事業制度要 綱（平成 13 年 3 月 24 日 建設省経宅発第 37-2 号、 建設省都計発第 35-2 号、 建設省住街発第 23 号）、 都市再生推進事業費補助 交付要綱（平成 13 年 3 月 24 日建設省経宅発第 37-3 号、建設省都計発第 35-3 号、建設省住街発第 24 号）、交付金交付要綱附属 第Ⅱ編イ－１３－（６）、 交付金交付要綱附属第Ⅲ 編イ－１３－（６）	・交付金 事業者 ・交付金	・施行者 ・補助金	
街路事 業	街路事業・交通連携推進 事業 採択基準、公共団体等区 画整理補助事業実施要領 （平成 15 年 5 月 27 日国 都市第 67 号）、交付金交 付要綱附属第Ⅱ編イ－１ －（１）、交付金交付要綱 附 属 第 Ⅲ 編 イ － １ － （１）				街路事 業	街路事業・交通連携推進 事業 採択基準、公共団体等区 画整理補助事業実施要領 （平成 15 年 5 月 27 日国 都市第 67 号）、交付金交 付要綱附属第Ⅱ編イ－１ －（１）、交付金交付要綱 附 属 第 Ⅲ 編 イ － １ － （１）			
都市公	交付金交付要綱附属第Ⅱ				都市公	交付金交付要綱附属第Ⅱ			

園・緑地等事業	編イー12－(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー12－(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ				園・緑地等事業	編イー12－(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー12－(1)のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、(2)のⅠ、Ⅱ、(5)のⅠ			
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号、国住備第724号、国住街201号、国住市179号）				防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号、国住備第724号、国住街201号、国住市179号）			
スマートウェルネス住宅等推進事業（注1）	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第1号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4 <u>第4号</u> に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業				スマートウェルネス住宅等推進事業（注1）	イ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第1号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業 ロ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4 <u>第3号</u> に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業			
（注1）密集市街地総合防災事業によりスマートウェルネス住宅等推進事業を実施する場合にあっては、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第5第1項第1号※2について					（注1）密集市街地総合防災事業によりスマートウェルネス住宅等推進事業を実施する場合にあっては、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第5第1項第1号※2について				

は適用しない。

二 (略)

第 25 空き家対策総合支援事業

1～6 (略)

7 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）の実施

一 (略)

二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイからワに掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。ただし、空家等管理活用支援法人を指定又は空家等活用促進区域を設定している施行者を除き、イ又はロに掲げる事業のいずれか及びホ又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。

イ～ヲ (略)

ワ 空家法第 24 条各号のいずれかに掲げる業務を行う空家等管理活用支援法人に対する補助等（原則 1 法人当たり通算 3 か年度以内で実施するものに限る。ただし、空家等活用促進区域を設定している市区町村から指定を受けた空家等管理活用支援法人が実施するものについては、この限りではない。）

三～五 (略)

8 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業に限る。）の実施

一 施行者は、空き家対策モデル事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

イ 次のいずれかに該当する創意工夫をこらしたモデル

は適用しない。

二 (略)

第 25 空き家対策総合支援事業

1～6 (略)

7 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）の実施

一 (略)

二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイからワに掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。ただし、イ又はロに掲げる事業のいずれか及びホ又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。

イ～ヲ (略)

ワ 空家法第 24 条第一号から第三号又は第五号までに掲げる業務を行う空家等管理活用支援法人に対する補助等（1 法人当たり通算 3 か年度以内で実施するものに限る。）

三～五 (略)

8 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業に限る。）の実施

一 施行者は、空き家対策モデル事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

イ 次のいずれかに該当する創意工夫をこらしたモデル

性の高い調査検討・評価、普及・広報等（ただし、将来的に空き家の改修工事若しくは除却工事を行う前提の取組又は地方公共団体が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組に限る。）

a～c （略）

d 空き家に関する新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用

e 今後の相続空き家の急増を見据えた実態把握・将来予測を通じた多主体連携による既成住宅地の再編等の試行

ロ～ハ （略）

9 （略）

第 26 既成住宅地再生推進モデル事業

1 施行者又は補助事業者は、既成住宅地再生推進モデル事業を実施することができる。

2 既成住宅地再生推進モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 対象地域は、次に掲げる事項に該当する既成住宅地を含むものとする。

イ 住宅地開発から概ね 30 年以上経過していること。

ロ 住戸数が 100 戸以上であること。

ハ 高齢化・相続の増加等により今後空き家率の上昇が予見されること。

ニ 居住誘導区域内（立地適正化計画が策定されている場合に限る。）等かつ都心通勤圏（通勤時間が 1 時間以内程度）であること。

ホ インフラ未整備地域でないこと。

性の高い調査検討・評価、普及・広報等（ただし、将来的に空き家の改修工事若しくは除却工事を行う前提の取組又は地方公共団体が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組に限る。）

a～c （略）

（新規）

（新規）

ロ～ハ （略）

9 （略）

（新設）

二 令和 13 年 3 月 31 日までに着手された事業であること。

三 施行者は、事業の実施により得られた成果、知見等を国又は補助事業者に報告するとともに、国又は補助事業者による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等の協力を行うこと。

3 既成住宅地再生推進モデル事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、既成住宅地再生推進モデル事業として、既成住宅地の再生に係る次に掲げる事業を実施し、又は、実施する者に対し補助を行うことができる。

イ 調査・検討・普及啓発

ロ 計画策定・フィージビリティスタディ

ハ 推進事業（協議会活動等）

二 施行者又は補助事業者は、前号の事業と併せて次に掲げる事業を実施し、又は、実施する者に対し補助を行うことができる。

イ 循環利用住宅整備（既存住宅の性能向上等リフォーム）

ロ 地区公共施設等整備（既存住宅等の誘導用途への改修）

ハ 既存住宅等の除却

ニ イからハに係る調査設計計画等

三 施行者は、第一号及び第二号に掲げる事業の実施に関する事業として、次に掲げるものを実施できる。

イ 第一号及び第二号に掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業。

<u>ロ 前号に掲げる事業の評価を行う事業</u> <u>ハ 既成住宅地の再生に関する調査、普及・広報を行う事業</u> 第 <u>27</u> 住宅団地再生推進モデル事業 (略) 第 <u>28</u> 監督等 (略) 第 <u>29</u> 運 営 (略) <u>附則</u> 第 <u>1</u> 施行期日 <u>この要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u>	第 <u>26</u> 住宅団地再生推進モデル事業 (略) 第 <u>27</u> 監督等 (略) 第 <u>28</u> 運 営 (略)
--	--